

要配慮者支援 避難行動要支援者の個別避難計画作成促進 事例集（2023年度）

～「誰一人取り残さない避難」に向けて～

はじめに

～本事例集の考え方～

- 要配慮者支援には、**「地域での顔の見える関係づくり」**、**「コミュニティの再構築・強化」**が不可欠です。
 - **要配慮者も「自助」**の意識を持つことが大切です。地域住民全員が**「自助・共助」**の意識を持てるよう、**普及啓発**していくことが大切です。
 - 支援には負担と責任を感じますが、**負担感の軽減**、**役割の限定**等により、**みなで平時から相互に支え合う「地域共生社会」**を、少しでも実現しましょう。
 - **個別避難計画作成はあくまで手段**、**目標は「誰一人取り残さない避難支援」**です。
- 
- そのためには、**できることから、少しずつ、着手**しましょう。
 - **様々な方法に取り組んでみましょう**。本事例集を参考に、**自分達の地域にあった方法から取り組んでください**。 ※事例集は毎年度程度、適宜更新予定です。
 - 行政だけではできません。**地域の様々な主体とのネットワークの構築**が大切です。
 - **地域のすでにある仕組みを活用すると、取り組みを進めやすい**と思います。
 - 県の様々な支援もご活用ください。いつでも、なんでもご相談ください。
 - **個別避難計画作成しても終わりではありません**。**地域が自立的・継続的に避難支援の取組を行えるよう、地域の自立を支援していくことが大事**です。

【参考】 兵庫県における要配慮者支援の取り組み⇒ [【兵庫県】 要配慮者支援についてver2 \(hyogo.lg.jp\)](https://hyogo.lg.jp)

Contents

Chapter 01 「自助・共助」の普及啓発・制度の広報

地域住民への「自助・共助」の意識の普及啓発・制度の広報【宝塚市等】 01

Chapter 02 地域での顔の見える関係づくり・庁内外の連携

地域での顔の見える関係づくり・庁内外の連携【宝塚市】 02

Chapter 03 要配慮者・要支援者のニーズ把握、地域における理解促進

要配慮者との意見交換・連携・支援、住民同士の相互理解促進【尼崎市・宝塚市等】 03

Chapter 04 避難支援等関係者への働きかけ・連携

自治会・民生委員・福祉専門職・福祉事業者との連携【相生市、養父市、明石市、丹波篠山市、加西市】 04

Chapter 05 避難支援者の確保

避難支援等実施者の負担感軽減【明石市・宝塚市】 05

避難等支援保険料の負担【豊岡市・西宮市・三田市】 06

Chapter 06 避難行動要支援者名簿

提供先の地域団体等での個人情報管理【複数市町】 07

Chapter 07 個別避難計画

優先作成対象者の選定基準・選定方法【複数市町】 08

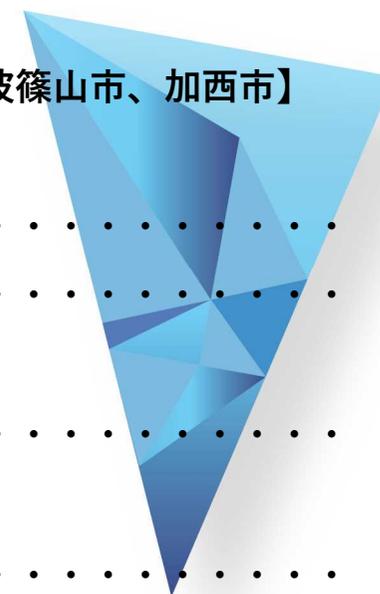
作成負担の軽減・作成同意を得る工夫（様式の見直し等）【宝塚市等】 09

個別避難計画作成の取組の周知・広報【明石市】 10

避難訓練・更新等を通じた計画作成・実効性の向上【丹波篠山市・福崎町・加古川市等】 11

保健所と連携した在宅難病患者の個別避難計画の作成・避難訓練【丹波市・丹波健福】 12

Chapter EX その他（システム、緊急時情報伝達グッズ、特別支援学校を福祉避難所とした訓練） 13



「自助・共助」の普及啓発・制度の広報

～地域住民への「自助・共助」の意識の普及啓発・制度の広報【宝塚市等】～

😊 ポイント

- 自治会、市町社協、民生委員やケアマネ等の福祉関係者、要配慮者等の様々な立場の地域住民が参加する、**普及啓発のワークショップ・イベント**を実施することで、多様な情報に触れ、様々な体験をし、普段は交流がない立場の方同士（障害者と他の住民等）の意見交換等を通じて、**多くの住民に、「自助・共助」を考えてもらう大きなきっかけ**が作れる。
- 自治会や市町社協、福祉関係者等の地域の団体・特定の関係者だけでなく、リーフレット等の広報媒体により、地域住民個々人に直接、要配慮者支援・個別避難計画の制度の広報や取組参加への働きかけを行うことも大事（**地域団体を通じて出前講座等により広報・働きかけを行う市町は多いが、住民個々人への直接のアプローチを行っている事例は少ない**）。

NHK地域ミーティング【宝塚市】

【日程】R4.6.26（日） 【場所】市立中央公民館

【参加者】約50名（要配慮者、福祉専門職、避難支援組織 等）

【趣旨・目的】

実施した（力のある）一部の地域や、意識の高い関係者だけでの取り組みにせず、市民全体への周知啓発、意識づけのため、参加者が今回のミーティングで得た繋がりや知識を持ち帰り、各地域での取り組みに活かせる内容。

【概要】①趣旨説明 ②災害予測（ハザードマップ等） ③自助・共助の重要性（講師）

④他地域紹介DVD（コミュニティ・タイムライン） ⑤参加者ディスカッション、グループ発表

※参考（NHKによる個別避難計画づくりへの支援）

[NHK地域ミーティング #みんなで助かるために 個別避難計画づくりを後押し 開催マニュアル | 水害から命と暮らしを守る | NHK動画 | 事前の備えと早めの避難を](#)



防災×福祉フェア【宝塚市】

【日程】R5.1.28（土） 【場所】市立中央公民館 【参加者】約200名

【概要】ブース出展、ステージイベント

[防災×福祉フェアが開催されました - 宝塚市立公民館 \(takarazuka-kominkan.jp\)](#)



地域での顔の見える関係づくり・庁内外の連携

～地域での顔の見える関係づくり・庁内外の連携【宝塚市】～

😊 ポイント

- 相手のことを知らないと、当然、助けるのに抵抗がある。**コミュニティでの顔の見える関係づくりが重要。**
- **訪問のきっかけとなるグッズ、丁寧なヒアリング、庁内連携による庁外との連携促進、は効果的・重要。**

個別のヒアリングと説明、顔の見える関係づくり（R4年度）【宝塚市】

自助・共助の体制整備には**本人参画が重要**と考え、調整会議は担当課（地域福祉課）が**地域の関係者と共に本人宅を訪問**し、参加の同意確認を行った。その際、**参加確認だけでなく、普段の困りごとのヒアリング、地域の話もするなど顔の見える関係づくりに努めた**。同意は取れなくても、**前向きになってもらえるなど成果があった**。

本人による計画作成では、記入にあたり避難先がわからないなど数十件の問合せがあった。1件ずつヒアリングしながら説明し作成を促進。また、多かった質問を地域へ伝える等、困り事を共有できる体制整備も行った。



関係各課のサポートによる顔の見える関係づくり（R4年度）【宝塚市】

どの部局でもマンパワー不足のため会議体やワーキンググループ設置は難しく、担当課中心に必要な応じ連携して事業を進めた。防災部局とは情報共有だけでなく、調整会議やイベント、地区防災計画に協働で取組んだ。また、福祉部局から専門職や当事者、消防から自主防災会、市民交流部局から自治会といった、**関係各課からの庁外関係者との顔つなぎ、周知などのサポートを受け**庁外との顔の見える関係づくりが進められ、年間60回程度の説明機会が令和4年度は90回以上に増加。**自助・共助意識の醸成が進んだ**。



要配慮者・要支援者のニーズ把握、地域における理解促進

Chapter03

03

～要配慮者との意見交換・連携・支援、住民同士の相互理解促進【尼崎市・宝塚市等】～



ポイント

- 要配慮者には、地域との接点が少ない、要支援者であるが名簿に載っていない（又は登録に同意しない）方がいる、自助や個別避難計画作成の必要性への意識が不十分、等多くの課題がある。また、行政側も、障害種別ごとに異なる支援ニーズ（例：聴覚障害者＝迅速な情報入手・意思疎通、車いす＝バリアフリー）や意見等を十分に把握する機会が少ないと思われる。
- **平時からの意見交換により、ニーズの把握や関係性の構築を行うことで、自助や計画作成等への理解を促進している。**

当事者団体との意見交換（R3年度）【尼崎市】

当事者団体	7団体（手をつなぐ育成会、身障者連盟福祉協会、難病団体連絡協議会、心身障害者父母連絡会、あまかれん、兵庫県LD親の会たつこの、障害者団体連絡会）
団体の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉避難所への直接避難を検討してほしい。 ●計画作成の優先度の判断は、障害等級等のデータだけでなく、実態で判断してほしい。 ●名簿提供の際は守秘義務徹底を。●協力したいので名簿を提供してほしい。

当事者団体からの名簿提供【神河町等】

- 保健所から難病患者名簿の提供（複数市町）
- 腎友会から透析患者名簿の提供

個別訪問やイベントでの手話通訳・要約筆記の利用【宝塚市】

市で手話言語条例を制定しており、市民が手話を使用しやすい環境づくりを障碍福祉課中心に防災部局や消防でも取り組むなど庁内連携しながら進めている。要援護者支援でも担当課と障碍福祉課で連携し、**手話通訳・要約筆記の派遣を避難支援組織による要援護者への個別訪問時や講演会などのイベントで行い、情報保障に努めている。**



参考

障害者団体による自助力強化の取り組み

【兵庫県身体障害者福祉協会】

- 県からの委託等により、団体内で研修を実施。
- 全県単位だけでなく、肢体不自由、聴覚、難聴、各地域ブロックの各支部単位でも実施。
- その一貫で、障害者が避難所等で使用できる「防災スカーフ」（「耳が不自由」等）を作成・配布。



耳マーク

避難支援等関係者への働きかけ・連携

～自治会・民生委員・福祉専門職・福祉事業者との連携【相生市、養父市、明石市、丹波篠山市、加西市】～



ポイント

- 自治会・民生委員・市町社協が、名簿登録、提供同意、計画記入等を行う場合もある（ただし協力が得られるかが課題）。
- **福祉専門職との連携は重要（いきなり計画作成でなくできることから）**。事業者・社福法人との連携も効果的。

自治会・民生委員との連携【相生市等（以下は相生市の例）】

- 要支援者名簿への掲載は同意があった者のみ。
- 独自の名簿システムから名簿情報を予め入力した個別避難計画の様式を出力して自治会や民生委員等に配付し、訪問等により避難先や避難支援者等の情報を記載。毎年更新。

市町社協との連携【養父市等（以下は養父市の例）】

- 法改正前から市社協へ要支援者名簿を提供して、要支援者の「ささえあい・要援護者登録カード」（=名簿=計画）を作成してもらった事業を委託で行っている。
- 毎年更新。**マップ化**している。**記載の有無は市がチェック**。

- 【課題】 ・ 計画書の**記入後の避難訓練等による検証や、実効性向上、顔の見える関係づくりの取組**が不十分な場合が多い。
・ 福祉専門職の参画が必要な要支援者についても、福祉専門職の参画が乏しく、実効性が不十分な場合が多い。

民生委員への研修【明石市等（以下は明石市の例）】

- 市民生児童委員協議会総会において講演を実施。

【日程】 R5.5.23

【参加者数】 293名

【概要】

- ・ 講演（県立大准教授）
- ・ 自治会による事例発表



地域関係者全般への講演会【明石市】

明石市避難所ター養成研修【県オーダーメイド型研修】

（R6.1.27、約100名、講演・演習、参加者は事前学習不要）

- 自助・共助への理解促進、避難所ターへの登録促進のため、毎年1回基礎研修として継続予定。
- 受講者にはステップアップ研修として、自ら訓練を企画・実施してもらうことを検討。

福祉専門職との連携【丹波篠山市・明石市等】

- 福祉専門職への独自の研修会の実施。
- 優先対象者の計画作成（市町社協、地域包括が調整役）

ほっとかへんネット（法人との連携）【加西市等（以下は加西市の例）】

- 利用者の一時受け入れや職員の派遣、物資の提供等、利用者の安全確保と施設の安定的な運営について施設間で支え合う「災害時相互応援協定」を法人間で締結（H31.3）。
- 市と協力して、福祉避難所設置訓練や段ボールベッドの組立訓練を実施。
- 施設毎に防災マニュアルが異なればスムーズな支援ができないため、4カテゴリ（高齢者入所施設、保育施設、障害者施設、在宅・通所施設）に分けて、ほぼ統一した内容の防災マニュアルの作成に取組中。

⇒ **37市区町で設置済。事務局は各市区町社協。**

[R2torikumidata.pdf \(hyogo-wel.or.jp\)](https://www.hyogo-wel.or.jp/R2torikumidata.pdf) (P5)

避難支援者の確保

～避難支援等実施者の負担感軽減【明石市・宝塚市】～



ポイント

- **負担感軽減、「みんなで助かる」というメッセージを伝える。**

役割の明確化・限定、「避難ポータル」という名称による負担感軽減（R3年度～）【明石市】

【主な取組】→詳細個別避難計画の作成について／明石市 (akashi.lg.jp)

①役割の明確化（主体or協力等） ②役割の限定（6つ、3つ） ③負担軽減を明示



対象	チラシの主な内容
自治会 町内会 【計画作成主体】	<ul style="list-style-type: none"> □ 「個別避難計画」とは何か（どこへ、誰が、どんなポータルをして避難してもらうか事前に準備） □ 民生委員、福祉専門職、まち協、地域総合支援センター、市等と協力して取り組む。 □ 取組の具体的な流れ <ul style="list-style-type: none"> ①計画作成候補者の選定 ②候補者へ取組を説明 ③情報の聞き取り、ポータル内容の検討 ④避難訓練の実施 ⑤訓練結果の検証、フィードバック ⑥計画完成
福祉専門職 【主体への協力者】	<ul style="list-style-type: none"> □ 計画作成対象者は、担当している高齢者等のうち、避難・避難生活にポータルが必要な方。 □ 取り組みの主体である自治会・町内会の方は、福祉に関する知識を持っていない。 □ そこで、福祉的観点でアドバイスをいただきたく等、ご協力をお願いしたい。
要支援者	<ul style="list-style-type: none"> □ お願いしたいことは3つのみ。 <ul style="list-style-type: none"> ①自治会・町内会長などへ「計画の作成希望（同意）」を伝える。 ②関係者がお話を伺う機会を設けていただく（短時間（30分～1時間手程度）、少人数）。 ③避難訓練に参加していただく。

⇒「明石市避難ポータル養成研修」を開催（R6.1.27、約100名）【県オーダーメイド型研修】

「みんなで助かる地域づくり」に重点を置いた説明（R4年度～）【宝塚市】

大震災の記憶が強く残る市民にとって、支援＝救助という印象が強く、責任を伴うものとして抵抗感を持つ人が多い。ただし、目の前で困っている人がいれば、できる範囲で助けたいという考えを持っている。「発災時は自身や家族の安全が最優先。できる範囲での支援は、相手のことを知っている・訓練の経験があるとスムーズ。地域で顔の見える関係づくり、防災意識向上に取り組み、みんなで助かる地域づくりを」と出前講座などで説明し、質疑応答にも十分時間をかけ抵抗感の軽減を図った。

避難支援者の確保

～避難等支援保険料の負担【豊岡市・西宮市・三田市】～

😊 ポイント

- 避難の支援者や要支援者に、負傷等万一のことがあった場合には、法に基づく補償等の対象となる場合があるが、対象にならない場合や補償額が十分でないこともあるため、民間の保険を活用している事例がある。
- **市町が、独自に保険料を負担して、支援者の保険加入を促進し、支援者と要支援者への補償を手厚くすることで、支援者と要支援者への理解促進、支援者の確保促進を図っている。**

避難支援等実施者の保険料負担の例（保険の主な内容）【豊岡市・西宮市・三田市】

区分	豊岡市	西宮市（R4年度～）、三田市（R5年度～）
名称	兵庫県ボランティア・市民活動災害共済(天災危険補償プラン)	避難支援者保険
保険契約者	県・市区町社協に登録済の団体・個人ボランティア	自治体（市町）
申込先	市区町社協ボランティアセンター ※加入者名簿を提出	損保ジャパン（株） ※被保険者名簿は自治体保管
被保険者 （補償対象者）	県・市区町社協に登録済のボランティア個人	◆ 個別避難計画に基づき、避難支援を実施する者 ◆ 地区防等に基づき、避難支援等に従事する者 ※いずれも有償ボランティアと民生委員は対象外
補償対象 条件・活動	自発的な、他人や社会への貢献を目的とした、以下のいずれかの無償活動（交通費等費用弁償は無償扱い） ◆ 社協に届出、又は社協の委嘱を受けた活動 ◆ 所属ボランティア団体等の会則に則った活動	◆ 避難訓練 ◆ 災害時又はおそれのある時の避難支援活動（避難支援、避難所開設・運営、安否確認、救出・救護、情報収集・伝達、物資配布等）
保険料	1人600円	保険金額・被保険者数に応じて1人140～370円
保険金額	死亡9,400千円、賠償責任5億円	最大プラン：死亡1千万円、賠償責任5億円
保険期間	1年（年度又は途中加入日～3/31まで）	1年
参考HP	https://www.hyogo-wel.or.jp/dl/2023kyosai.pdf	https://www.sompo-japan.co.jp/-/media/SJNK/files/news/2022/20220603_1.pdf?la=ja-JP

避難行動要支援者名簿

～提供先の地域団体等での個人情報管理【複数市町】～



ポイント

- 個人情報を管理するので、預ける側の漏洩防止と預かる側の負担軽減が必要。特に、**預かる側への配慮（保管方法の明確化、負担軽減）がないと名簿を受け取ってもらえず、平時からの提供が進みにくい面がある。**
- 市町の条例・地域防災計画において**名簿の管理規定を設ける、名簿提供先の自治会等と管理に関する協定等を締結する、なるべく名簿の保管を自治会等に委ねず公的施設（公民館等）で保管する等。**

提供先の地域団体との協定等【複数市町】

市町	取組内容
神戸市	要援護者台帳の提供 申請書、管理者届出書、役員名簿、団体規約が必要 神戸市：地域における要援護者支援の取組み (kobe.lg.jp)
芦屋市	個人情報取り扱いの確認書の取り交わし https://www.city.ashiya.lg.jp/bousai/chikinosaigaitaisaku/youhairyosya.html
三田市	名簿及び個別避難計画に係る個人情報の取扱いに関する協定 三田市避難行動要支援者支援制度の推進／三田市ホームページ (sanda.lg.jp)
たつの市	協定書、誓約書 manyu.pdf (tatsuno.lg.jp) (P9～)
豊岡市	豊岡市災害時要援護者名簿に関する条例 (toyooka.lg.jp) (第7条)

不同意者名簿保管・活用のルール化【三木市】

不同意者名簿について、

- 出水期(6～10月)以外は、封印した名簿を公民館で保管
- 出水期は、公民館で保管している封印名簿を区長又は民生委員に預け、市の避難指示の際に開封し安否確認をしてもらうというルールを、区長・民生委員と情報共有している。
※但し、平時からの提供の根拠となる条例制定が必要。

参考

国・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

【避難行動要支援者名簿】

- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努めることが求められる（法49条の12）【P46】
- <市町村が講ずる措置例>を記載【P47】

【個別避難計画】

- R3法改正により名簿同様、市町村が適切措置を講ずる努力義務規定が新設（法49条の16）【P113】
- <市町村が講ずる措置例>【p114～115】
- 秘密保持義務【p115～118】

個別避難計画

～優先作成対象者の選定基準・選定方法【複数市町】～

😊 ポイント

➤ 心身、居住状況で絞った上で、**ハザードエリア居住者を優先する市町が多い。**

優先作成対象者の選定基準・選定方法【複数市町】

市町	選定基準
神戸市 ①～③ どれか	①重症心身障害児者（身障1・2級のうち肢体不自由者かつ療育手帳A所有者） ②24時間人工呼吸器装着患者 ③ ハザードエリアにお住まいの 要介護5の方
尼崎市 ①～③ すべて	①名簿提供同意あり ②自力での避難が困難だと想定される心身の状況（要介護3以上、身障1・2級、療育A、精福1級等） ③ 災害リスクの高い地域（洪水・津波とも浸水想定1m以上・家屋倒壊等氾濫想定区域、変更可能性有）に居住
猪名川町 ①～④ どれか	①土砂災害特別警戒区域居住者 ②障がい・要介護等あり ③独居高齢者 ④高齢者のみ世帯 ※ 土砂災害警戒区域、浸水想定区域居住者を優先 ※②のうち福祉専門職が付いている人は優先
加古川市	地域性から浸水想定区域が広範囲に及んでおり、ハザード情報のみによる対象者の抽出が困難であることから、心身の状況や独居等の居住実態など総合的に判断する。 〔要介護3～、日常生活自立度C1・C2orIV・M、ケアネ有、身障1、精福1、療育A、障害支援5～、専門員有〕
高砂市	世帯構成・身体状況及びハザードの状況から判断。
西脇市	・自主防災会・福祉専門職と連携し、必要な対象者を抽出。・要介護度が高い方や重度の障害のある方。
三木市 ①～③ どれか	①～③で ハザードエリアにお住まいの方 ①要介護5 ②重症心身障害児者 ③24時間人工呼吸器装着患者
丹波篠山市 ①～③ すべて	①心身の状況（要介護度4・5、身障1・2級、療育A、精福1級）②家族の状況（独居又は高齢者・障がい者のみの世帯）※今後対象を拡大する予定。③ 住居がハザード内にある

個別避難計画

～作成負担の軽減・作成同意を得る工夫（様式の見直し等）【宝塚市等】～

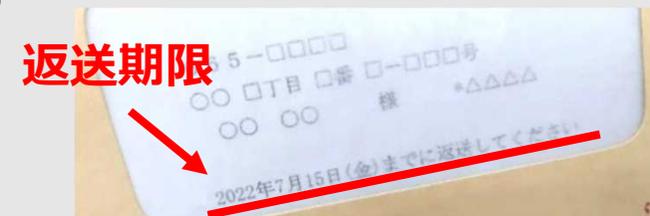
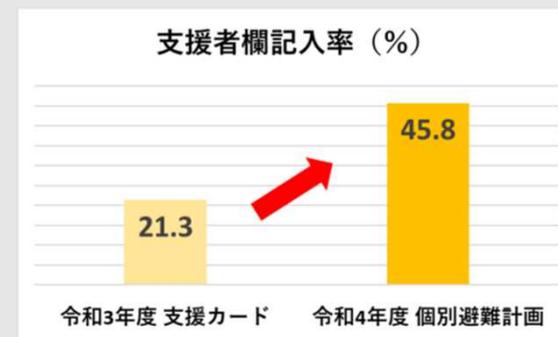
😊 ポイント

- 記入負担を軽減する等により、要配慮者・家族が自ら考える、自助意識の向上につなげる。

返送・作成率向上にUDフォントやナッジ理論を活用（R3年度～）【宝塚市】

- 毎年度、郵送により同意確認し、同意者に記入いただくやり方で個別避難計画作成の取組を進めてきたが、**地域や専門職から「書類が難しく読む気がしない」「封筒を開けない人もいるのでは」との意見**があった。
- そのため、**書面の文字量を減らし、UDフォントを使用**して見やすくし、さらに、**開封しなくても返送期限が目に入るなど、ナッジ理論を活用**して返送・作成率の向上を図った。
- 要援護者やその家族から、「期限が気になり開封した」「期限が過ぎたが返送して良いか」「計画作成したいのでハザードを教えて欲しい」などの**問合せが増加**した。

※ナッジ理論：ヒジで軽く突くような小さいアプローチで人の行動を変える戦略



参考 ケアプランへの災害時の緊急連絡先・避難所等の追記（神戸市・西宮市・明石市等）

ケアプランの備考欄等に災害時の緊急連絡先・避難所等を追記

※神戸市は市ケア協と連携して記載を周知徹底、明石市はそれを契機にケア協に個別避難計画作成を呼びかけ

個別避難計画

～個別避難計画作成の取組の周知・広報【明石市】～

😊 ポイント

- あらゆる広報媒体を駆使し、様々な主体に対し、周知・広報を実施。

個別避難計画作成の取組の周知・広報（R3年度～）【明石市】

個別避難計画の作成について／明石市 (akashi.lg.jp)

媒体	概要															
冊子	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民全般を対象 【内容】①個別避難計画と何か ②個別避難計画作成の流れ ③避難ポ-ターの役割 ④市の助成制度 ⑤個別避難計画作成例 															
チラシ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「自治会・町内会」「福祉専門職」「避難行動要支援者」「民生委員」の4種類に分けて周知 															
動画	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 約30分で取組の全体像が把握できる。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイトル</th> <th>内容</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 個別避難計画とは</td> <td>「役割」と「必要性」</td> <td>9分13秒</td> </tr> <tr> <td>2 計画をつくるために</td> <td>「誰がつくるのか（取組体制）」 「どのようなものをつくるのか（計画内容）」</td> <td>7分14秒</td> </tr> <tr> <td>3 計画をつくる</td> <td>「取組の5つのステップ」（具体的な流れ）</td> <td>9分34秒</td> </tr> <tr> <td>4 計画におけるポ-ト</td> <td>「避難ポ-ターの役割」</td> <td>3分02秒</td> </tr> </tbody> </table>	タイトル	内容	時間	1 個別避難計画とは	「役割」と「必要性」	9分13秒	2 計画をつくるために	「誰がつくるのか（取組体制）」 「どのようなものをつくるのか（計画内容）」	7分14秒	3 計画をつくる	「取組の5つのステップ」（具体的な流れ）	9分34秒	4 計画におけるポ-ト	「避難ポ-ターの役割」	3分02秒
タイトル	内容	時間														
1 個別避難計画とは	「役割」と「必要性」	9分13秒														
2 計画をつくるために	「誰がつくるのか（取組体制）」 「どのようなものをつくるのか（計画内容）」	7分14秒														
3 計画をつくる	「取組の5つのステップ」（具体的な流れ）	9分34秒														
4 計画におけるポ-ト	「避難ポ-ターの役割」	3分02秒														

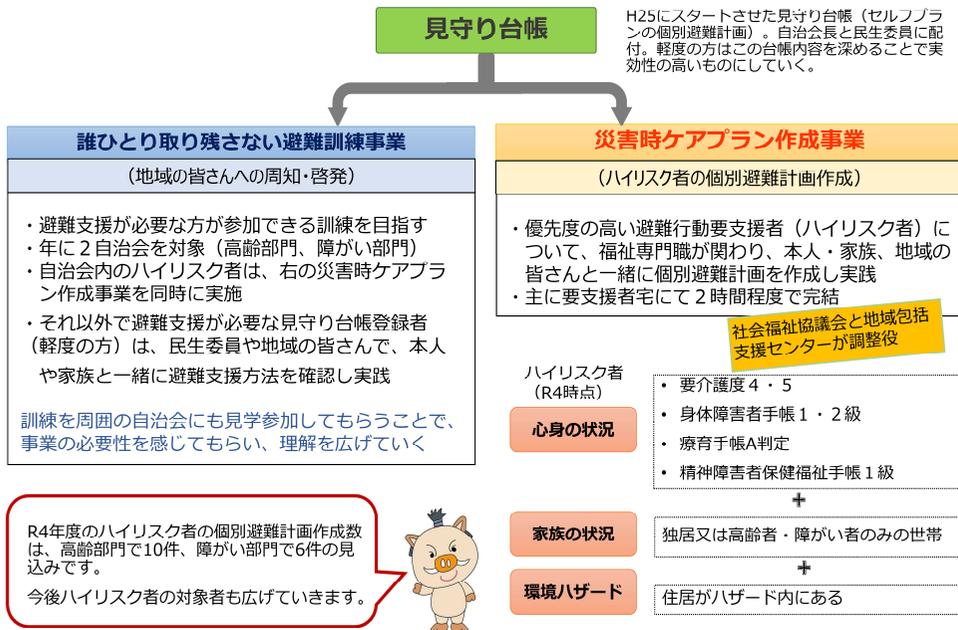
個別避難計画

～避難訓練・更新等を通じた計画作成・実効性の向上【丹波篠山市・福崎町・加古川市等】～

ポイント

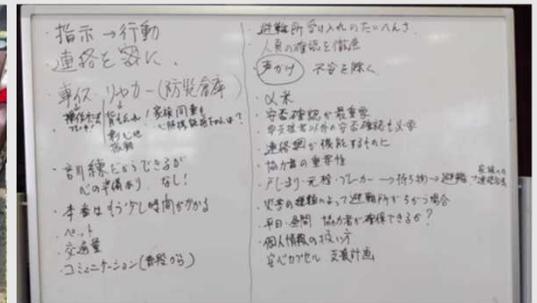
- 計画作成だけでは実効性不十分。**計画作成→訓練・検証**か、**訓練→会議・計画作成**か、方法は様々。
- **マンツーマン**の個別避難計画に**最初から拘らず、ゾーディング（複数人が複数人を支援）**での計画作成・訓練から始めても可。

計画作成→避難訓練・周知啓発・ハイスク者計画作成（R4年度～）【丹波篠山市】



計画作成→避難訓練・検証【福崎町・神河町等（以下は福崎町の例）】

- 毎年、名簿更新し、新規対象者の計画を地域で作成。
- **書面だけでは計画実現性が不透明なため、要支援者も交えた避難訓練を行い、より実効的な計画を作成。**
- 毎年全地区に声かけ。希望地区の自治会長や民生委員が対象者を選定。
- 調整会議→避難訓練→意見交換



反省会で出た意見

避難訓練（防災ウォーク）→調整会議・計画作成【加古川市】**オタメイト**型研修

- 【日程】** R5.11.26 **【参加者数】** 該当地区住民 約100名
- 【概要】**
- ・5グループが実際に避難所の小学校に徒歩避難訓練
 - ・体育館で各グループ振り返り、講師による防災講話
 - ・要支援者4人について調整会議・計画作成等



避難には日頃の近所づきあいが大切なことや、その人に合った支援の方法を自治会に伝える研修を開催

ハイスクの方は、作成した計画を避難訓練でも検証



個別避難計画

～保健所と連携した在宅難病患者の個別避難計画の作成・避難訓練【丹波市・丹波健福】～



ポイント

- 2004年の台風災害の教訓として、2006年以降、**県内保健所で在宅人工呼吸器難病患者を対象に、個別災害対応マニュアルの作成**を開始。毎年患者訪問を通じ更新し、ケアマネや訪看等の支援者や管内市町等の関係者と情報共有を行っている。
- マニュアルは、バッテリー等の備えや避難先医療機関等が規定され充実しているが、あくまで医療関係者による医療機関への救急搬送がメインで、医療機関被災時や長期停電時には対応できない。**自助や地域住民による共助の視点が不足している。**
- そのため、**保健所の「個別災害対応マニュアル」と市町の「個別避難計画」による重層的な支援が必要。**「個別災害対応マニュアル」はあるが「個別避難計画」はない者は比較的多いと思われ、マニュアルというベースがある分計画作成がしやすいと思われる。

疾病対策課・各健康福祉事務所と連携し、各市町の防災・福祉との情報共有・連携を図っています。同様の取組にご関心があれば、各市町からも各健康福祉事務所に働きかけてください。

ALS患者提案の避難訓練【丹波市・丹波健福】

【時期】 R5.6

【対象者】 在宅ALS患者 1人

【想定】 真夏の広域停電

【実施主体】 丹波市、県丹波健康福祉事務所

【参加者】 約20機関40人

(市職員、県保健師、医師、訪問看護師、医療機器メーカー、タクシー会社、自治会、消防等)

【概要】 ・ストレッチャーで介護タクシーに乗せ、避難先の住民センターに運ぶ避難訓練を実施。

・訓練を通じて個別避難計画を作成。

・関係者は訓練後も複数回対象者宅で反省会を実施。

【きっかけ】 3月に対象者がケアマネを通じ、市に避難訓練の必要性を相談。

【効果】 ・**個別災害対応マニュアルは避難支援の役割分担が曖昧だったのを明確に**できた。

・**防災部門と保健部門の関係性が構築**できた。**認識の違いを共有**できた。

〔保健師は非常発電機が24時間連続稼働できないことを初めて知った。
防災部門は重度障害者も当たり前前に外出できることを知らなかった。
連絡がとりやすくなり、**相互の会議等**に出席する等、**縦割り打破**。〕

【参考】 難病者の避難計画 作成へ家族や関係者ら訓練 「誰ひとり取り残さない」防災を - 丹波新聞 (tanba.jp)



～システム、緊急時情報伝達グッズ、特別支援学校を福祉避難所とした訓練～

県内各市町のシステム導入状況

区分	名簿	計画
国ケアウトシステム	—	—
市町独自システム	27市町	13市町
市町独自システム導入予定	2市	1市
市町独自システム導入予定なし	—	1市
Excel等手動管理	12市町	24市町
未定	—	2市

※R5市町アンケートより抜粋

システム・アプリ開発状況

会社	概要
NEC	<ul style="list-style-type: none"> 名簿管理・計画作成・地域共有 アプリで支援者に通知等 2024.2～販売（一部10月～） https://jpn.nec.com/smartcity/service/geotact/index.html
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> 市民向けアプリと自治体向けシステム 導入状況未定
パソナ	<ul style="list-style-type: none"> 支援者・要支援者マッチングシステム 2022年富士市で実証実験 <p>災害時に備えて自治体ができることは？職員向け体験会にて防災ヘルプサービスの効果を実感！ - 静岡県富士市 - DX導入事例 (pasona.co.jp)</p>

「命のカプセル」 （三木市）

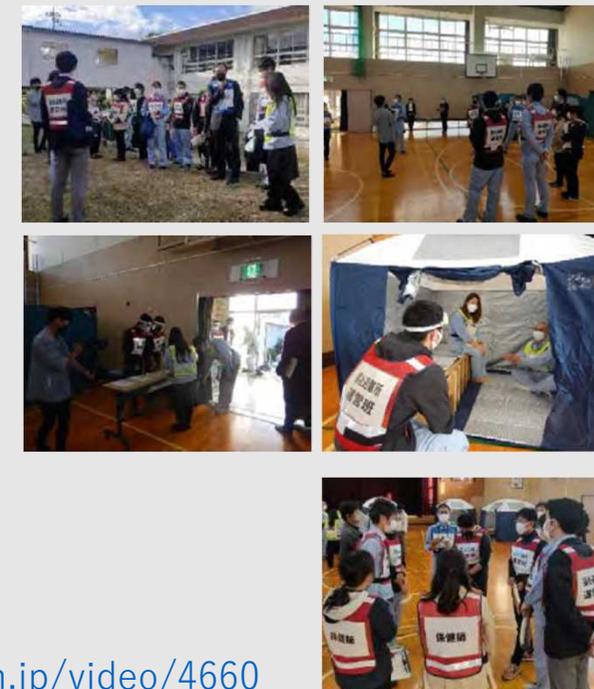
- **かかりつけ医、薬の処方箋、本人確認書類等をカプセルに入れ、冷蔵庫に保管。**
 - 災害時等にカプセルを持って避難したり、救急隊員等がカプセルの内容を確認して、適切かつ迅速な救急活動が可能に。
- 【対象】** 要支援者登録者、その他希望者
- 【配布方法】**
- ・無料
 - ・要支援者登録者は、民生委員が訪問配布。
 - ・その他希望者は、市役所・各公民館で申請・配布。



特別支援学校を福祉避難所に指定、開設・運営・避難訓練（三田市）

【日時】 R4.10.18 14:30～17:00**【場所】** 県立上野ヶ原特別支援学校
県立高等特別支援学校**【参加機関】**市危機管理課、市福祉避難所運営職員
市保健師、市地域担当、学校職員
訓練映像記録者、県災害対策課**【避難所生活者数想定】** 約600人

- 【概要】**
- ・全体流れ確認
 - ・警戒レベル3発信、開設要請
 - ・開設準備
 - ・要支援者受け入れ
 - ・振り返り、意見交換
 - ・訓練公表

【訓練動画アドレス】 <https://hyogo-ch.jp/video/4660>



兵庫県



ひょうご備蓄キャンペーンマスコット
びちっく